

各 位

【お知らせ】

青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加資格について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

上記現資格者の入札参加資格については、有効期間が令和7年3月31日までとなっております。

つきましては、令和7年4月以降において引き続き、青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加する資格を得るためには、下記の手続きが必要となりますのでお知らせします。

新規申請者につきましても同様の手続きが必要です。

記

1 申請書の受付期間

「青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書」の受付は、次の期間内に別記受付窓口まで郵送又は持参してください。

(1) 受付期間 令和7年2月3日(月)～2月28日(金)まで

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

※1 申請書を持参する方は、土曜日、日曜日、祝日は受付できません。

※2 郵送の場合は、令和7年2月28日までの消印有効です。

2 申請書の手続き及び様式について

青森県庁ホームページ（下記アドレス）から「資格審査申請の手引き」及び関係様式等がダウンロードできます（当HPのことです）。

“青森県林政課 作業資格制度”で入力・検索しても閲覧等可能です。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/simeikyoso_seido.html

※令和3年度から申請書等の押印が不要となりましたので、ご留意願います。（押印不要の様式がホームページに掲載されています。）

※押印廃止に係る関係要領の改正内容については、青森県庁ホームページ（下記アドレス）で御確認ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/rinsei_shinrindoboku_yoryo.html

3 更新後の有効期間

「資格審査申請書」の審査後、有資格者と認められた場合は、令和7年4月1日から2年間は有効期間となります。

4 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けたことを証する書類

現資格者におきまして、申請日から令和7年3月31日までに認定有効期限が切れる場合は更新の手続きを行って下さい

新規申請者につきましては、新たに手続きを行って下さい。

提出書類は、計画認定証の写しで結構です（手続き中である場合で、申請期間中の認定が困難である場合は、申請書（更新又は新規）の写しの提出で可とし、認定され次第、別途、計画認定証の写しを速やかに提出してください）。

★林業労働力～に関する手続きのやり方等についてご不明な場合は、最寄りの青森県〇〇地域県民局地域農林水産部の林業振興課へ直接お問い合わせください。

5 各種書類の有効期限について

「林業技師登録証」等の有効期限が記載されている書類において、令和7年4月1日時点で有効期限が切れる場合について注意してください。

6 資格審査の結果の通知

審査結果通知書の送付用として、申請者の郵便番号、宛先、商号・名称を記載した返信用封筒（110円郵便切手を貼り付けしたもの）を、忘れずに、申請書とともに同封してください。

7 申請者メールアドレスについて

申請書受領後のやりとり（資料修正依頼、不足資料の依頼等）は主にメールにてやりとりをしますので、必ず連絡のできるメールアドレスを申請書に記載してください。

8 参加資格審査申請書受付窓口【書類提出先】

（住所）〒030-8570

青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部 林政課 治山・林道グループ（県庁北棟4階）担当：川村 義法

（電話）直通 017-734-9524

FAX 017-734-8145

メール yoshinori_kawamura@pref.aomori.lg.jp